

■ 罰則付き残業上限規制等法案 4月27日審議入り

働き方改革法案 与党成立を急ぐ

2018/5/22 小山労務管理事務所

- 今国会終盤戦の焦点となっている働き方改革法案は6月20日の通常国会会期末を控え与党は会期内成立を急いでいます。
- 政府与党は5月21日、一部野党との修正合意したことで、今後の審議日程は23日衆院厚労委で法案の採決、24日に法案衆院通過、6月中旬に参院で可決成立を想定しているようです。
- 与野党の対決は激しくなっているが 法案成立のためには会期延長も視野に入れているようです。

合意した主要な修正ポイント

- △ 脱時間給制度の適用者が自らの意思で離脱できる規定を法文に明記する
- △ 取引上、大手企業が中小企業に対して著しく短い納期を設定しないなどの配慮を行う
- △ 働き方改革を進める労使代表者らによる協議会の設置

(以上 5/22)

現政権が今国会の最重要法案と位置づけている『働き方改革関連法案』が2018年4月6日に閣議決定し、4月27日衆院本会議で審議入りしました。

法案の主要な内容は次の3点です。

- ① 時間外労働（残業）の罰則付き上限規制の導入
- ② 正規・非正規従業員の不合理な待遇差をなくす同一労働同一賃金の実現
- ③ 高収入の一部専門職を労働時間の規制対象から外す「脱時間給（高度プロフェッ

シヨナル)」制度の創設・・・などを導入するとなっています。

・労働基準法や労働契約法など計 8 本の法律を一括改正するものです。

① 時間外労働の上限規制の導入は、労働基準法制定以来初めてとなり実現すれば 70 年ぶりの抜本改革となり、罰則付きで長時間労働を是正するというものです。

残業時間を繁忙期は月 100 時間(休日労働を含む)未満、年 720 時間までに抑えるというものです。

月 45 時間を超えるのは年に 6 ヶ月、2～6 か月の平均は 80 時間を限度に設定されています。

② 同一労働同一賃金の実現は、正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差を付けることを禁止するというものです。

③ 高度プロフェッショナル制度の対象となるのは、年収 1075 万円以上などの高収入で専門知識をもった労働者で本人の同意などを条件に労働時間規制から外すというもの。

勤務時間に縛られずに働ける代わりに、残業代や休日手当が支払われないというもの。

その他、

○ 有給取得の義務化・・・有給休暇が年 10 日以上ある労働者について、うち 5 日の取得を企業に義務付ける

○ 勤務間インターバル制度・・・終業と始業の間に一定の休息時間を確保する勤務間インターバル制度の普及促進に努める

○ 割増賃金率の猶予措置の廃止・・・現在中小企業に猶予措置となっている残業時間月 60 時間超に係る 50%の割増率の適用猶予を廃止して適用実施する

○ 産業医の機能強化・・・従業員の健康管理に必要な情報の提供を企業に義務付ける



秋田犬

- 施行時期は大企業、中小企業で異なりますがそれぞれ19年4月から23年4月までと
なっています。
- 今国会の会期末は6月20日となっており、衆院での審議入りはしたものの不祥事も
重なり、野党は国会審議拒否し欠席した状態が続いており、政権は会期末までの成立
を目指していますが間に合わなくなるとの声も聞かれます。
- 裁量労働制の対象業務拡大は厚労省の労働時間データ誤り問題を受け法案から削除
されましたが、現行裁量労働制についても、労働者の健康保持に向け、企業に勤務時
間の把握を義務付けることを法案に盛り込んでいます。

(特定社会保険労務士 小山 繁雄)



東京・板橋区・成増駅前 外口有楽町線 成増駅の上 4番出口すぐ目の前

特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F

03 - 3939 - 5222

長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心